## 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

一 参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めるものとすること。 (別表第三関係)

選挙区			<u> </u>	議員数
7	栃	木	県	二人(現行四人)
Ā	群	馬	県	二人(現行四人)
2	Ŧ	葉	県	六人 ( 現行四人 )
Ţ	東	京	都	十人 ( 現行八人 )

## 二 その他

1 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院 議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日まで にその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお 従前の例によるものとすること。 (附則第二項関係)